

会議録

1 附属機関の名称

犬山市いじめ問題対策連絡協議会

2 開催日時

令和8年2月2日（月）午後3時00分から午後4時00分まで

3 開催場所

犬山市役所 4階 401会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 玉井恵、堀田英男、古野敬介、後藤栄吉、瀬上圭太、奥田幸希、黒川雅幸、水野幹伸、細野優子
- (2) 執行機関 滝教育長、西村学校教育課長、鈴木主幹兼指導室長、森管理指導主事、黒木指導主事、前田統括主査兼指導主事

5 議題

- (1) 当市におけるいじめ問題の現状と対応・対策について
- (2) いじめの認知件数の推移について
- (3) いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換
- ・いじめの未然防止・早期発見のための取組について
 - ・SNSに関わる問題への取組について

6 傍聴人の数

0人

7 内容

- (1) あいさつ
- (2) 当市におけるいじめ問題の現状と対応・対策について
以降非公開情報（個人に関する情報）を取り扱うため非公開
発言なし
- (3) いじめの認知件数の推移について
発言なし
- (4) いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換
【後藤会長】

いじめ問題対策に係る各機関団体の意見交換に入りたいと思います。事務局より、情報交換したい事項がありますので、事務局提案をお願いします。

【事務局】

本日ですが、いじめの未然防止・早期発見のための取組についてと、SNSに関わる問題への取組についてご意見をいただきたいと思います。1点目の、いじめの未然防止・早期発見のための取組についての資料として、愛知県教育委員会が出している生徒指導リーフナンバー10の理論編と実践編を添付しました。子どものちょっとした変化や小さな成長に目を向け、その気づきを支援に活用する方法としてのスクリーニングが紹介されています。スクリーニングの効果として、すべての子どもを見つめることができる、教師の目とチーム力が強化されると記載があります。担任、学年担当、教科担任、部活動顧問等による複眼的な広い視野に加えて、養護教諭や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門的な視野からも捉えられるシートになっています。こちらに例示されているスクリーニングシートの記載の仕方は非常に細かく、スクリーニング会議の実施についても、1学級10分、7学級ありましたら計70分くらいであると書いてありますが、実際このような会議を現場で定期的に確保することは難しいのが現状ではないかと思います。また、学校では、学年内の横のつながりを活用して、短時間での意見交換や申し送りを行い、児童生徒の様子や指導内容を共有しております。いじめに対する指導や生徒指導は、早期発見や早期対応が重要だと思しますので、この生徒指導リーフの例を参考に、各校の実情に合わせて、スクリーニングシートを活用したり、スクリーニング会議を開催したりして、児童生徒の実態を全校で把握できるようにしていければと思います。

第1回の会議で、犬山中学校の奥田委員から、いじめの早期発見が難しいという話がありました。また犬山中学校では生徒を把握する取組としてスクリーニングシートを活用して、生徒指導に当たっているということ伺いました。今日は資料を持参していただいていますので、中学校でどのように活用しているのかを紹介していただこうと思います。取組の実際、成果や課題を話していただきながら、専門家の先生方から、改善点や、他の自治体での事例などを教えていただければと思います。以上です。

【後藤会長】

それでは、奥田委員から紹介をお願いします。

【奥田委員】

それでは資料をご覧ください。犬山中学校で行っている生徒指導スクリーニングシートが、このA3サイズのもので、1週間でこのシート1枚を使います。月曜日から金曜日までに、それぞれの学年ごとに、誰がどのような行動をしたのか、良いことも悪いことも全部含めて、気になることや周知しておきたいことを、それぞれの教員がそれぞれの視点で記入します。このシートをもとに生徒に声かけをしたり、こういった行動が、どの時間帯やどの教科でよく起きるのかという傾向を掴んだりします。入力したものについては、毎週月曜日、生徒が下校した後に、全体での打ち合わせ後、学年での打ち合わせの時間帯で確認します。また、毎週火曜日の昼に、生徒指導部と教頭と養護教諭で、前の週のシートをもとに、どのような子にどのようなことがあったのか、どういった指導をして、今現在どういう状況なのか、ということを確認しています。シートの裏面には、各学級の不登校生徒や不登校傾向の生徒について記載しています。毎週、学年の生徒指導部の先生が担任

に、どのようにアプローチをしているか、担任として、こういったことに困っているということを知り、火曜日の生徒指導部会での話し合いで、このようにアプローチをしているが、現状としては変わらないのでどうしたらよいか、という相談をします。不登校の子たちにどのようにアプローチしていくか、ということ全体で共有できるようにしています。このような取組を、昨年度から続けている状況です。生徒の傾向や起きたことについて、学年をまたいで周知できるという良さもあるのですが、課題としては、記入する先生にちょっと偏りが見られる、または記入内容の量や質に差がある状態なので、1週間のどこかで、全員が記入するという時間を確実に取る、または、学校全体でもうちょっと押していく必要があるのかなと感じています。

【後藤会長】

ただいまのスクリーニングシートにつきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

質問なし

【後藤会長】

それではそれぞれの立場から、様々なご意見やご助言をいただければ幸いです。どんな点からでも構いませんので、いかがでしょうか。何かお気づきのことありましたらよろしくお願ひします。

【黒川委員】

ちょっと質問になってしまいますが、先ほどおっしゃっていた、書かれる先生が偏っているというお話だったと思うのですが、そのあと少しお時間が、ということもおっしゃっていたと思うのですが、偏っている理由について、先生はどういうふうになればよいか、分析されていらっしゃいますか。

【奥田委員】

これを実際に先生方に周知している立場としては、大きい小さいは、その先生が判断することではなく、周知した後の結果かなと思っています。先生によっては、これはわざわざここに書かなくてもいいか、ということがあります。本当に伝えないといけない先生たちには口頭で伝えているから、ここに打たなくてもいいか、というふうに流れてる部分もあるのかな、と自分としては思っています。

【黒川委員】

シートに一番上に例示みたいなものを書いてありますが、書く基準と申しますか、そういう基準みたいなものは特に設けてはいないということですね。先生方が判断して、いいことを見つけたら書くとか、反対に悪いことを見つけたら書きましようぐらいな感じであると。

【奥田委員】

昨年度、この提案が前担当者からあったときに、基準の話もあったのですが、逆に、これは記入して、これ以下のことは記入しないという基準を聞くことが難しいな、と思いました。当然、まず始めてみてからということなので、1年過ぎて今年に至っている。その結果が今、この偏りがあるという状態なので、自分としてはやっぱり、どこか学校全体で時間を取って打ち込みましよう、全員で見ましよう、という時間を設定すべきなのかなと思います。

【黒川委員】

この件とはちょっと違いますが、ある学校では、学校で何かあって、保護者に連絡をするとなったときに、連絡をする基準は、絆創膏1枚貼ったら連絡をすると。それはあくまで明確な基準として出ているわけではないのですが、そういったものを設けると、多分、それぞれの先生が、これは連絡しなくてはいけないことかな、と思うこともあります。ここを超えたら記入しなさいというような明確な基準はなくてもいいと思いますが、これぐらいでも書いていいんだよ、という何か例示のようなものがあると、もうちょっと書かれる先生もいらっしやるのかなと思います。

【後藤会長】

これの記入のしやすさといいますか、例えばそれぞれの先生たちのパソコンのデスクトップにショートカットが貼ってあるとか。

【奥田委員】

絶対ショートカットを貼ってください、というわけではないですが、そうした方が簡単に開けますよ、というのは推奨しています。一応、学校の共有フォルダを開いたら、一番上にくるようにはしてあるので、どこだったかな、とならないようにしています。

【後藤会長】

データのアクセスはしやすくなる、と。

【奥田委員】

そうです。

【後藤会長】

他に何かありますでしょうか。

本校は小学校ですけど、このスクリーニングシートというものではないのですが、情報交換会のときに、気づいたことや親からのお話、子どもがこんなことをやっていた、みたいなことがあると、チームスの中にエクセルファイルは入れてあるので、そこにデータをどんどん入力していきます。これについてはいつ入力してもらってもいいのですが、木曜日の打ち合わせのとき、「ちょこっと情報交換会」という時間を毎週取って、毎週見るという習慣があります。なかなか皆さん忙しいので、この日のこの時間に、というようなことを決めた方が定着すると思います。

城東中学校はどうですか。

【瀬上委員】

今年から中学校に来させていただきまして、小学校と中学校との一番の違いは、時程内に、こういった情報交換が持てる、というのが一番大きいなと思います。本校ではスクリーニングを使っているのですが、もう1個違うシートがございまして、参加するものが、校長、教頭と各学年1名ずつ、スクールカウンセラー、養護教諭。その人数であれば、時程内で集まることができますから、割と密に情報交換ができるかなと思います。スクリーニングを使っていますが、特に顕著な子に対して出しています。それ以外にもう1個違うシートがありますので、そういったことで情報交換を

しております。また、給食の時間で主任会を設けることで、そういった形で、常に管理職としても、学年や生徒の様子について情報が聞けます。私が中学校に来て、そういったところを時程内に設けるのが大きかったと思います。スクリーニングも、当初はいろいろ書いてあることもあったのですが、やはり気になる子を中心に書いてもらうことによって、こちらも見やすくなります。また、全体の報告は、大きな会議のところでの情報交換もありますので、少しでも短いサイクルで情報が聞けるという意味では、このスクリーニングは活用できます。もう1個違うシートがあるので、たくさんシートが出てくると仕事量が増えてしまいますので、こちらはどちらかとスクリーニングを使っているときは、特に最近顕著なことを書いています。いずれにしましても時程内で行えるというのはとても大きな情報共有だと思っています。

【後藤会長】

情報共有っていう点がすごく大事だなと思っているのですが、担任が掴んだ情報が、担任だけで止まってしまうことが、かつてはよくありました。そういうことがないように、このデータを共有することで、「この子どうなっている？」と問いかけができるのかな、と思っています。

担任自身の判断で、このぐらいいいだろう、と見逃していると、意外とそれが重大な問題に発展するというようなことも、かつての事案の中ではあったかと思っています。まずは情報共有という形で、こういうものはいいなと思っていますが、他の皆様、どう思われますか。

【水野委員】

昨年、この件についてはご紹介があって、1年こうやって実際に活動してるのはすごいなと思います。やはり、中学校は特に担任の先生との時間が少ないので、非常に有効かと思っています。また、小学校の担任の先生もこれに書くことによって、いじめの認知の通報義務が進むといえますか、それで発揮できるので、これもいいかなと思います。しかし、最初にお話があったように、1つはやはり時間の問題があり、複数で確認をする時間が取れるのかどうか、ということです。押印だけで済んでしまうのではないかな、という。それから、もう1つはやはり、小学校だと担任1人の面というマンネリ化。どこも同じように、同じ人の目を見たマンネリ化の落とし穴ということを言われますから。ただ、これは、いじめに特化したものではないですよ。子どもの理解のためのもので、些細なことでも書いていただくことによって、他の角度から見ると、何かの問題行動の発見になるかもしれないので、確かに効果はあると思います。

【後藤会長】

ありがとうございます。ちなみに犬山中学校では、このスクリーニングシートで、何かピックアップできた事案はありましたか。

【奥田委員】

このおかげで、ということは大々的にはないのですが、例えば自分が経験したことで、昨年度も学年の生徒指導をやっている中で、自分のクラスで問題があったとき、それをここに書きました。被害生徒と加害生徒のお互いが思うことがあり、お互いに話をしたら、教室内でちょっと取っ組み合いみたいになったことをここに書きました。当該生徒だけに話をして戻ったら、別の学年の先生が、「スクリーニング読んだけど、こうやって事が起きたときに教室の状況でどうだったのか」と聞かれて、「当該生徒2人がやって、やられての悪い雰囲気に見えるけど、教室全体もそれをやし立

てるような雰囲気があったら、それはよくないのではないか。そこまで聞いた方がよいのではないか」という助言をもらったことがありました。そういうふうに見ていただいている人から助言をもらったので、クラスに聞いたら、特に止めずに傍観してた、ということでした。そういうときは早く知らせて、大事にならないように自分たちでもクラスをよくしていけるよね、という話をしたことがありました。打ち込んだことによって、アドバイスをもらったり、気にかけてもらったりしたという経験があります。大きく何かを救われた、というわけではありませんが、そういった場面がたくさんあるのかな、と感じました。

【後藤会長】

担任をしてたときに、いじめ問題を聞くと、被害者のケアと加害者への対応があり、結構そこばかり力が入ってしまっていました。周りの子たちがどういう状況だったのか、というところまでは、なかなか頭が回らないのです。最近、チームで対応と言われています。ちょっと離れた立場から、広い大きな目で見ていただくと、実はその当事者同士のトラブルだけではなく、やはり周りが何かしらの影響を与えている、というようなこともあります。そういうもので情報を広く知り、みんなで解決していこう、なくしていこうという姿勢ができると思います。

他の皆様、いかがでしょうか。早期発見といった点で、スクリーニングシートは有効性がある、という話ですが。

【玉井副会長】

先生方もお忙しい中、生徒たちに向き合って見守ってくださっています。私は、このスクリーニングシートを初めて知ったのですが、こういうのを活用して生徒たちに興味をもってくださって感謝しております。親としては、やはり子どもたちが、安心して通える学校、心穏やかに過ごせる環境づくりができれば、と思っております。でもそれを学校の先生方にお任せするのではなく、家庭で何か気になる点や、ちょっと何かあったら、学校と協力しながら子どもたちを支えていけたらいいな、と思っております。

【後藤会長】

保護者から担任に連絡をいただいたことが、担任止まり、または学年主任止まりになって、なかなか管理職まであがってこないということもありますので、こういうシートに打ち込んでもらうと、管理職の目に留まり、現在どうなっているのか、と声かけもできると思います。活用していけるとよいと思っています。

それでは、2点目につきまして情報交換をしたいと思います。事務局、お願いします。

【事務局】

2点目の情報交換としまして、先ほど別添資料でも示させていただきましたいじめ月例報告でも、SNS上のトラブル事案が、ここ数年あがってきています。事案件数としてはそこまで多くはありませんが、毎年、2、3件あがってきております。また世間でも生徒間の暴力行為等の動画の投稿や拡散がニュースとなっていました。それを受けまして、文部科学省の会議で学校や教育委員会でも対応すべき内容等について話し合われ、後日通知文が文部科学省より発出されるという連絡がありました。SNS上のトラブルは、その影響が非常に多岐にわたるため、解決には多方面での連携が必須だと思います。学校、保護者、関係機関の連携の具体について専門的なお立場からご意見をい

ただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【後藤会長】

ただいまの件につきまして、ご意見、ご助言等いただければ幸いです。どんな点からでも構いません。こういったトラブルは、弁護士の方にはあがってますか。

【細野委員】

やはり、最近よくといますか、法律相談として受けます。高校生になると、特にです。それによって学校側がどこまで対応してくださっているか、それに対して、親としては十分な対応だと思っただけの方もいれば、そうではない方もいらっしゃいます。その辺りの悩みなども含めて相談にいらっしゃる方がいます。

【後藤会長】

学校では、ネット上のトラブルを防ぐために、毎年、高学年児童対象に、必ずスマホ安全教室みたいなものを開催し、こういったトラブルがあるので気をつけましょう、と呼びかけています。しかし、なかなかその情報に乗らないような内容でトラブルになることがあります。親も、学校にどうにかしてほしいと頼ってこられる場合がありますが、学校で起きたことではないと、踏み込める領域がなかなか難しいところもありますので、親同士での解決をお願いする場面もあるかと思っています。そういった辺りは警察の方には、何か相談があったりしますか。

【古野委員】

同級生の体の写真や動画をSNS上でグループに送信する、あとは、オンラインゲームなどでアイテムを購入させられる、断れば危害を加える、そういったところが犯罪に該当していきます。警察としては、相談を受ける際は、そういったところに該当していないかしっかり見極めていきます。幸い、犬山市の小中学生のことで、直接警察がいじめの相談を受けるということはありません。どちらかという、まず学校でトラブルになっていき、その後なかなか解決ができないので警察に来る、ということが見受けられるとは感じていますが、直接はそういった相談は警察の方では受けていません。

【後藤会長】

警察で対応される事案は、どれぐらいのレベルですか。

【古野委員】

先ほども申しましたが、犯罪に該当するかどうかということです。被害者が、生命や身体、財産に重大な被害が生じるまたはそういう疑いがある場合は、検挙または補導措置を講じるという形で積極的に対応しましょう、と。一義的には教育現場における対応を尊重し、被害者や保護者の意向を踏まえつつ、対応状況を見ながら必要な措置を考えています。そのようなレベルで考えております。

【後藤会長】

法務局の方には何かありますか。

【堀田委員】

最近は、相談はありませんが、社会的に問題になっているいじめの動画がアップされたということについて、法務局としましては、情報の削除について、もし相談を受けましたら、プロバイダーへの削除要請の仕方などの助言を行います。それでもプロバイダーが、なかなか言うことを聞いてくれないという場合は、法務局から削除要請をさせていただくのですが、どうしても強制力がないものですから、プロバイダーの判断に委ねることになります。教育委員会や学校から法務局に相談があった場合は、まず、動画を具体的に指定していただくということを、1点目をお願いしています。2点目としましては、法務局が削除要請をすると、逆に二次被害が発生することがありますので、その辺りについては、被害生徒と加害者の方と話し合っただけで対応させていただいております。

【瀬上委員】

本校もSNSのトラブルがありまして、解決するのに大変苦労しました。それを受けてやはり再発防止が大事だと思い、本年度、学校の教職員が話すよりも、むしろ専門の方をお呼びしたほうがよいということで、愛知県警の方にサイバー犯罪の話をしていただきました。また、総合教育センターの方に情報モラルの話をしていただいたり、弁護士会の方にいじめ防止という形で話をしていただいたりしました。特に、県警のサイバー犯罪については、具体的にこういった犯罪になる、ということをお教えいただきましたので、少しでもそこが生徒に響いてくれるといいかな、と思っています。やはり、一度事が起こってしまうと、収束するのがかなり大変です。その子も被害を被っていますし、周りの子たちも大変悲しい思いをするので、とにかく再発防止に向けて繰り返しやっていくしかないと思います。ラインを送った側は安易に考えていたが、受け取る側からするととても深刻であった、ということだったので、これからもいろいろな方々をお呼びして、自分のやっていることを見つめ直すという場を頻りに設けなければいけないと思っています。

【後藤会長】

早期発見といっても、起きてしまってから対応していくのはなかなか難しい面があります。やはり学校現場は未然防止というところで、最初の一步を踏み出さないようにすることが大事だと思います。卒業していく子がいれば、新しく入ってくる子がいて、どんどん子どもが入れ替わっていきますので、毎年毎年同じことの繰り返しを教育していくということも、未然防止に繋がっていくと思います。

水野委員、ご助言等いただけたらと思います。

【水野委員】

助言ではありませんが、他市のこのような委員会に出席させてもらうことがあるのですが、なかには、ラインといったSNSの問題を学校で解決するのかどうか、という疑問をもたれる方がいます。その時に聞いたのは、その一定の人間関係が、学校での人間関係でもあるので、学校はやはり関わっていくべきだ、ということです。それから、小学校では、スマートフォンを持つ割合は、大体5年生ぐらいで5割を超えるそうです。であれば、小学校3年生か4年生の辺りから情報リテラシーの勉強を進めないと手遅れになる。これは親も含めて、ということ

も聞きました。中学校では、特にライン関係ですが、言葉やなにかしらちょっとしたことから揉め事になり、炎上というか、ある時突然ラインが切れて、他の裏のラインのグループができている、ということがありました。やはりそういうときの止め方ですね。仲裁とでもいうのでしょうか。一言入れることによってフォローができるというか、実際にどういう言葉をかければ仲裁できるのか、というような具体的な勉強を考えられてる学校もありました。

【黒川委員】

今、こういったスマートフォンとかSNSを使う子どもたちの低年齢化というのが言われています。やはり、早い段階から情報モラル教育をしていく必要があると思います。しかし、実際のところ、例えば情報モラルを授業の中に取り入れられるかという、小学校だと道徳の中で扱われるわけですが、こういう情報モラルの教材は、1年間の中でせいぜい1回あればいいぐらいしか扱えません。なかなか指導する機会が少ないのが現状だと思います。今、タブレット端末を1人1台持っています。実際にどういうふうに動かすか、という指導は受けていますが、どういうことをやってはだめか、という部分の指導はまだ行き届いていないのかな、と思うところもあります。積極的に、こういった情報モラル教育を実施していくことが、未然防止に繋がっていくと思います。

【後藤会長】

個人の私物のスマートフォンを持つ年齢がどんどん下がってきていますので、本当に、学校でのモラル教育を早めていかないといけないと思います。

細野委員、いかがですか。

【細野委員】

やはり学校現場では、そういう予防的教育を重点的にやっていただくということなんだろうと思います。あと、SNSのいじめの内容が、学校における人間関係であれば、それなりにその部分に関しては一定の指導が可能ではないかと思います。一方で、例えば先ほどあった性的な肢体をポンと上げた、というちょっと悪質性とか犯罪的なもの、そういった行為ですと、やはり民事的なお話になってきます。場合によっては金銭賠償、あるいは謝罪の場をちゃんと設けるといような状況が、被害者側に出てくるといケースはよくあります。そういったちょっと重い事案は、学校ではちょっと手に負えないという場合になると、やはり弁護士が相談に乗ります。再手続きという調停の場のようなものを弁護士会が主催していますので、いじめ関係ですと結構そういった手続きの利用をお勧めすることが多いです。実際にそういうSNS上でのいじめの当事者、比較的ご本人でも利用ができる制度ですから、ご本人の親が申し立てをして、加害者を複数人呼び出し、そこで謝罪の場を設け、場合によっては、ちょっと悪質な子に対しては解決金を保護者が支払うという形で和解を成立させたことがあります。学校で、ちょっともうこれ以上は、というところがある場合には、そういったところにテーブルを移すという感じになってくるのかなと思います。

【後藤会長】

SNS関連について、何かご助言がありましたら。

【古野委員】

SNSは非常に便利である反面、非常に怖い面もあります。警察としましては、生徒の皆さんに周知していく機会があればいいかな、と思います。

【堀田委員】

そういう教育は大切です。法務局でも人権擁護委員が人権教室を開催しています。こちらを活用していただいて、SNS上の問題について周知する機会にしていいただければと思います。

【玉井副会長】

低学年からスマートフォンを持っているという話がありましたが、うちは小学校高学年になったら持たせる、というふうにしていますし、そこはご家庭の状況もごさいます。うちは携帯を見ることはありませんが、自分の部屋には持っていないというルールにして、リビングだけで使うという家庭のルールで持たせてます。SNSで何をやっているかとかも、把握していません。やはり、学校でもそういう情報モラル教育をもちろんやっていただけたらありがたいのですが、学校だけにお任せではなく、家庭でもルールづくりや、SNS上のトラブルになるやっってはだめなことを伝えていけたらと思います。

【奥田委員】

そういったことは、ほとんどが学校外で起こると思います。例えばラインでのからかいが、学校外の時間で起こり、それをネタにして、「昨日こうだったよ」「ラインでこうだったよ」と、学校の中でも続いているとします。きっかけは外とはいえ、やはり対応はすべきかと思います。学校で情報モラルだったり、人権講演会だったり、そういった場で話をして子どもたちの意識は高まるのですが、私がこれまで生徒を見てきた中で感じているのは、その話と、実際に自分がラインで軽はずみに送っていることがリンクしていないということです。そんなことにはならないでしょ、という感じです。そこまで考えずに軽はずみにやっってしまうと、事として大きくなってしまいうということが多いので、何かそこに気づくことができる策があるといいのかな、と思っています。先ほど玉井副会長がおっしゃったように、やはりご家庭でも、「こういう使い方はだめだよ」という話も、ものすごい大事だと思います。私に対応した事案ですが、一対一のラインで、からかうようなラインを送って反応を楽しんでいて、そのやりとりのスクリーンショットを撮って、自分の所属しているライングループにあげたということがありました。本人としては共感してほしくて、悪ふざけの一環で「こんな感じだったよ」、で終わるつもりでした。そのグループに所属している生徒は、特に反応を示さず、学校で、「昨日こういうのがありました」と全く別の子が教えてくれました。グループに所属している生徒に聞き取りをして「何かこの子が勝手にトークのスクショをあげた」ということを確認しました。先生は、ラインに入ってるあなたたちから、本当は一言ほしかった、この子がこんなことをやっているけどいいのかなあ、と直接あなたたちから聞いたかった、という話をしました。これが出回らないように確実に削除してね、という話を一人一人にし、送られた側の保護者にもお話をしました。しかし、絶対にそれが消えているのかという点が心配されていたので、1件1件、ライングループに入ってた家庭に連絡をして、確実に消えているか、拡散していないかどうかを確認してください、とお願いをしました。その中で、「すぐ消します」「ちゃんと確認します」というようにご理解いただけるご家庭もあれば、「ちゃんと確認しないとだめですか」「聞くだけではだめですか」という返答もあり、なかなかその差もあったので、本当にこればかりは、みんなで手を取り合わないといけないな、と感じました。

【後藤会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま皆様からいただいたご意見をもとに、さらに、いじめ防止のための指導を充実させてまいります。

それでは情報交換を終えて、事務局に進行をお返しします。

【事務局】

どうもありがとうございました。事務局から1点事務連絡をさせていただきます。本日配付させていただきました要項・資料のうち、資料「いじめ確認・認知に関する報告書」につきましてはこの後回収させていただきますので、机の上に置いてお帰りください。

それでは、閉会に移ります。滝教育長よりご挨拶申し上げます。

【教育長】

—教育長あいさつ—

【事務局】

以上で第2回いじめ問題対策連絡協議会を閉じさせていただきます。

令和 8年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) _____

(署名) _____